

学童保育所の概要について

- 1 事業所名称 更別村学童保育所
- 2 場 所 〒089-1532
河西郡更別村字更別南1線97番地17（緑町）
（認定こども園どんぐり保育園併設）
- 3 運営主体 社会福祉法人更別どんぐり福祉会
（村が法人へ業務委託をしています。）
- 4 定 員 80名 小学1年生～小学6年生が対象
- 5 入所要件 保護者が下記要件に該当している場合、入所できます。
 - ①就労をしている場合
（居宅外でのフルタイム・パートタイム勤務のほか、居宅内での労働（自営業、在宅勤務等）を含む。）
 - ②母親が妊娠中であるか出産後間もない場合
 - ③保護者が疾病や負傷、精神もしくは身体に障害がある場合
 - ④同居または長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、長期入院・入所している親族の常時の介護や看護をしている場合
 - ⑤家庭で災害の復旧をしている場合
 - ⑥保護者が求職活動をしている場合（起業準備を含む）
 - ⑦保護者が就学している場合（職業訓練校における訓練を含む）
 - ⑧虐待やDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要な場合
 - ⑨育児休業取得時に既に学童を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合
 - ⑩その他①～⑨に類すると村が認めた場合
- 6 退所の基準
 - ・上記「5 入所要件」の要件を満たさなくなったとき。
 - ・正当な理由がなく15日以上欠席したとき。※退所希望の際は、退所届を子育て応援課へ提出願います。

- 7 保 育 料 月額 2,500円（村に納入）※生活保護世帯は無料。
その他、おやつ代・教材費などが必要です。
（学童保育所に納入）
※利用する月の前月末までに休所届の提出が無い場合には、
保育料を口座振替し、返金はいたしませんので、ご了承ください。
- 8 開 所 時 間 平 日 放課後 ～19:00
土 曜 日 8:30～19:00
※土曜日は保護者の就労状況等により保育が必要な児童のみ。
長期休暇 8:30～19:00
小学校の臨時休業日（学校の振替休日等）
8:30～19:00
- 9 休 所 日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）、
入所式の前日（年度末保育総括日及び新年度準備）
- 10 連 絡 先 更別村学童保育所（認定こども園どんぐり保育園と同じ）
TEL 0155-52-3576 FAX 0155-52-3579